

## SIL フライトクラブ会則

### 第1条（名称）

本会は SIL フライトクラブと称する。

### 第2条（目的）

本会は飛行機の操縦技術の維持および向上をはかると共に、小型飛行機操縦の普及を図ることを目的とし、非営利活動を行うものとする

### 第3条（所在地）

本会の所在地は東京都中央区に置く

### 第4条（役員）

本会は次の役員を置く

会長1名、副会長1名、会計1名

役員は無報酬とし、任期は1年とする

役員は役員総会での承認を経て任命されるものとする

役員の発議により随時役員会を開くことができるものとする

### 第5条（定期役員総会）

本会の定時役員総会は毎年5月13日とし、役員の名命を行うと共に本会の運営を円滑に行うために必要なすべての事項を決議しこれを執行する

### 第6条（会員の種類）

会員の種類は次の通りとする

- 1) 正会員 ソロで利用可能（入会金および年会費の支払い義務あり）
- 2) 準会員 セフティー必要（入会金および年会費の支払い義務あり）
- 3) 仮会員 セーフティ必要（入会金および年会費の支払い義務なし）

### 第7条（入会資格）

満17歳以上で心身共に健全な者

## 第8条（入会手続）

- 1) 本会に入会を希望するものは、入会申込書の必要事項を記入し役員の承認を得なければならない
- 2) 役員の承認を経たものは別途定める入会金を納入して会員資格を得るものとする

## 第9条（入会金）

入会金は一律15万円とし、納入後は原則としてこれを返還しない

## 第10条（会員の権利）

会員は使用料および年会費を支払うことで、本会の飛行機を利用することができる  
不定期講習会へ参加することができる

## 第11条（会員の義務）

航空法およびその他関連法案、諸規則を遵守すること

## 第12条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格は譲渡および相続することはできない

## 第13条（会員資格の喪失および退会）

会員は退会の意思を表明した時、除名された時、死亡した時に資格を喪失する

## 第14条（会員の除名）

会員は次の各号の一つに該当した時、役員会の承認を得て除名されるものとする

- 1) 本会の名誉を著しく傷つけた時
- 2) 本会の秩序を乱す言動および行動をとった時
- 3) 第11条 会員の義務を怠った時
- 4) 使用料、年会費等の支払いを滞納した時
- 5) 営利を目的として本会の機体を使用した時、又はさせた時

## 第15条（月会費）

本会の月会費は1万円とし、年額12万円を一括して納入するものとする

#### 第16条（退会）

本会を退会する場合は退会希望月の1ヶ月前までに申告しなければならない  
退会する際に納入された月会費は月割りにして返還するものとする

#### 第17条（使用料）

セスナ172型

正会員 45,000円（750円/分）

準会員 51,000円（850円/分）

仮会員 57,000円（950円/分）

#### 第18条（保険）

本会の利用する機体にかけている金額を上限とし、それ以外のものに関しては会員が別途支払うものとする。

#### 第19条（細則の設定）

本会則の細則に関しては役員会の承認を得て別途定めるものとする

令和3年5月28日制定